

平成30年8月24日

後期課程各学部への進学が内定した皆さん

進学内定者の通学定期券購入についてのご案内

教養学部等学生支援課学生支援係

後期課程への進学内定、おめでとうございます。

皆さんは進学内定後も年度末までは教養学部前期課程の所属ですので、通学定期券購入のための証明書発行をはじめとする各種の手続きは駒場の教務課・学生支援課でおこなう必要があります。ここでは、学生支援課が所管する通学定期券購入のための証明書に関する手続きについて、ご案内します。

1. 転居により駒場への通学定期券の区間を変更したい場合

UTASで住所変更の手続きを済ませてから、駒場アドミニストレーション棟8番窓口（学生支援係）まで手続きにお越しください。お手持ちの「通学定期乗車券購入証明書〔駒場〕」（青色の2つ折の学生証サイズのカード）に、住所変更の確認印を押印します。持っている「通学定期乗車券購入証明書〔駒場〕」が既に住所変更済みの場合や、「通学定期乗車券購入証明書〔駒場〕」を紛失してしまった場合は、窓口で「通学定期乗車券購入証明書再交付願」を記入して提出してください。

2. 本郷地区（本郷キャンパス・弥生キャンパス）への通学定期券を購入したい場合

各進学内定先学部・学科のガイダンス等で配付される「通学証明書交付願・履修状況報告書」に所定の必要事項を記入し、駒場アドミニストレーション棟8番窓口（学生支援係）まで手続きにお越しください。ただし、本郷地区での授業を週2日以上・週2コマ以上履修する必要があります。

なお、あらかじめ（1）本郷地区での授業の履修予定と、（2）通学定期券を購入する区間（経路）、使用開始日、有効期間（1／3／6箇月）を決めてから、手続きにお越しください。本郷地区への通学定期券は進学内定先学部・学科のガイダンス実施日または授業開講日以降についてしか購入することができませんので注意してください。

また、提出いただく際には、駒場Iキャンパスへの通学定期券も別に引き続き購入するかどうかを伺います。不要の場合、お手持ちの「通学定期乗車券購入証明書〔駒場〕」を回収します。

以上